新	旧
約款・規定集 目　次 ○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・・ 5 証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33 外国証券取引アカウント約款・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57 外国株式信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67 株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76 特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・・・ 100 株式累積投資約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103 外国株式**定期買付**約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110 非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・ 117 未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款・・・・・・・・ 127	**約款・規定集** 目　次 ○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・・ 5 証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33 外国証券取引アカウント約款・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57 外国株式信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67 株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76 特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・・・ 100 株式累積投資約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103 外国株式**累積投資**約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110 非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・ 117 未成年者口座及び課税未成年者口座**開設**に関する約款・・・・・・ 127

証券取引約款	証券取引約款
（第１条　省略）	（第１条　省略）
第２条（金融商品の取引） 1.　お客様は、本サービスを利用し、有価証券の保護預り取引、国内証券取引、外国証券取引、株式累積投資、外国株式**定期買付**、信用取引、外国株式信用取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、又はそれらを組み合わせた取引等（以下、「本取引」といいます。）を行うことができます。 （以下、省略）	第２条（金融商品の取引） 1.　お客様は、本サービスを利用し、有価証券の保護預り取引、国内証券取引、外国証券取引、株式累積投資、外国株式**累積投資**、信用取引、外国株式信用取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、又はそれらを組み合わせた取引等（以下、「本取引」といいます。）を行うことができます。 （以下、省略）
（第３条～第５条　省略）	（第３条～第５条　省略）
第６条（アカウント登録及び本サービスの利用） 1.　お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引アカウント約款、信用取引口座約款、外国株式信用取引口座約款、株式累積投資約款、外国株式**定期買付**約款及び振替決済口座管理約款等）等（以下、「本約款等」といいます。）に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類を添えて、当社に対してアカウント登録の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。ただし、ウェブ上の登録フ	第６条（アカウント登録及び本サービスの利用） 1.　お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引アカウント約款、信用取引口座約款、外国株式信用取引口座約款、株式累積投資約款、外国株式**累積投資**約款及び振替決済口座管理約款等）等（以下、「本約款等」といいます。）に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類を添えて、当社に対してアカウント登録の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。ただし、ウェブ上の登録フ

ォームに代えて当社所定の申込書に必要事項を記入して利用申込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合、アカウント登録及び本サービスの利用開始を認める場合があります。	ォームに代えて当社所定の申込書に必要事項を記入して利用申込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合、アカウント登録及び本サービスの利用開始を認める場合があります。
2.　（省略）	2.　（省略）
3.　アカウント登録の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引アカウントの登録を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。	3.　アカウント登録の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引アカウントの登録を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。
(1)　保護預り取引	(1)　保護預り取引
(2)　国内証券取引	(2)　国内証券取引
(3)　外国証券取引	(3)　外国証券取引
(4)　株式累積取引	(4)　株式累積取引
(5)　外国株式**定期買付**	(5)　外国株式**累積投資**
(6)　信用取引	(6)　信用取引
(7)　外国株式信用取引	(7)　外国株式信用取引
(8)　振替決済口座取引	(8)　振替決済口座取引
(9)　前項各号を組み合わせた取引	(9)　前項各号を組み合わせた取引
（以下、省略）	（以下、省略）
（第 7 条～第 11 条の 4　省略）	（第 7 条～第 11 条の 4　省略）
第 11 条の 5　（外国株式**定期買付**）	第 11 条の 5　（外国株式**累積投資**）
1.　お客様が第 6 条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国株式**定期買付**アカウントが開設されます。	1.　お客様が第 6 条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国株式**累積投資**アカウントが開設されます。
2.　外国株式**定期買付**については、当社「外国株式**定期買付**約款」の定めに従い取扱うものとします。	2.　外国株式**累積投資**については、当社「外国株式**累積投資**約款」の定めに従い取扱うものとします。

（第 12 条～第 55 条　省略）	（第 12 条～第 55 条　省略）
以上	以上
令和 8 年 11 月 14 日　改訂	
外国証券取引アカウント約款	**外国証券取引アカウント約款**
第 1 条（約款の趣旨） 1.　この外国証券取引アカウント約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引（外国株式**定期買付**を除く。以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。 （以下、省略）	第 1 条（約款の趣旨） 1.　この外国証券取引アカウント約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引（外国株式**累積投資**を除く。以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。 （以下、省略）
（第 2 条～第 48 条　省略）	（第 2 条～第 48 条　省略）
以上	以上
令和 8 年 11 月 14 日　改訂	

株式累積投資約款	株式累積投資約款
第 1 条（約款の趣旨） 1.　この株式累積投資約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社 DMM.com 証券（以下、「当社」といいます。）が提供するインターネット等を利用したオンライン株式累積投資サービス（外国株式**定期買付**を除く。以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係及び本サービスの利用に関する取り決めです。 （以下、省略）	第 1 条（約款の趣旨） 1.　この株式累積投資約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社 DMM.com 証券（以下、「当社」といいます。）が提供するインターネット等を利用したオンライン株式累積投資サービス（外国株式**累積投資**を除く。以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係及び本サービスの利用に関する取り決めです。 （以下、省略）
（第 2 条～第 15 条　省略）	（第 2 条～第 15 条　省略）
第 16 条（その他） （1.　省略） 2.　お客様は、本サービスに係る持分**に**ついて、他人に譲渡し又は担保に差入れる等一切の処分をすることはできません。 （以下、省略）	第 16 条（その他） （1.　省略） 2.　お客様は、本サービスに係る持分ついて、他人に譲渡し又は担保に差入れる等一切の処分をすることはできません。 （以下、省略）
（第 17 条～第 18 条　省略）	（第 17 条～第 18 条　省略）
以上 **令和 8 年 11 月 14 日　改訂**	以上

外国株式定期買付約款	外国株式累積投資約款
第１条（約款の趣旨） 1.　この外国株式**定期買付**約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社 DMM.com 証券（以下、「当社」といいます。）が提供するインターネット等を利用したオンライン外国株式累積投資サービス（株式累積投資を除く。以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係及び本サービスの利用に関する取り決めです。 （以下、省略）	第１条（約款の趣旨） 1.　この外国株式**累積投資**約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社 DMM.com 証券（以下、「当社」といいます。）が提供するインターネット等を利用したオンライン外国株式累積投資サービス（株式累積投資を除く。以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係及び本サービスの利用に関する取り決めです。 （以下、省略）
（第２条　省略）	（第２条　省略）
第３条（金銭の払込み） 1.　お客様は、外国株式**定期買付**に係る外国株式の買付けにあてるため、当社に**本サービス**利用のための本取引アカウントを開設し、一銘柄につき１回当たりあらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「払込金」という。）を証券取引アカウントから自動振替により本取引アカウントに払込むものとします。当該自動振替処理は原則としてお客様の指定した外国株式**定期買付**に係る買付け日の前営業日１６時３０分頃に行うものとします。 （以下、省略）	第３条（金銭の払込み） 1.　お客様は、外国株式**累積投資**に係る外国株式の買付けにあてるため、当社に**外国株式累積投資**利用のための本取引アカウントを開設し、一銘柄につき１回当たりあらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「払込金」という。）を証券取引アカウントから自動振替により本取引アカウントに払込むものとします。当該自動振替処理は原則としてお客様の指定した外国株式**累積投資**に係る買付け日の前営業日１６時３０分頃に行うものとします。 （以下、省略）
第３条の２（外国**株式**の**買付**に係る為替取引） 1.　外国株式**の買付**に係る売買代金、配当金、権利交付金等の果実及び新株予約権の売却代金は、すべて円貨によるものとし、外国株式**の買付**	第３条の２（外国**証券**の**累積投資**に係る為替取引） 1.　外国株式**累積投資**に係る売買代金、配当金、権利交付金等の果実及び新株予約権の売却代金は、すべて円貨によるものとし、外国株式**累積**

に係る外国株式の売買、配当金、権利交付金等の果実及び新株予約権の売却代金の円転のための為替取引は当社が行うものとします。 （以下、省略）	**投資**に係る外国株式の売買、配当金、権利交付金等の果実及び新株予約権の売却代金の円転のための為替取引は当社が行うものとします。 （以下、省略）
（第 4 条　省略）	（第 4 条　省略）
第 5 条（買付株式の選定） 1.　**本サービス**において買付けのできる株式は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。 2.　お客様は、当該お客様が選定銘柄の中から指定した一の銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）について、つみたて金額、つみたて指定日及び口座区分等の外国株式**定期買付**に係るプラン（以下「積立プラン」という。）を設定の上、買付けの申込みを行うものとします。ただし、一のお客様に係る積立プランの数は、当社が定める積立プラン数を超えることはできません。 （以下、省略）	第 5 条（買付株式の選定） 1.　**外国株式累積投資**において買付けのできる株式は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。 2.　お客様は、当該お客様が選定銘柄の中から指定した一の銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）について、つみたて金額、つみたて指定日及び口座区分等の外国株式**累積投資**に係るプラン（以下「積立プラン」という。）を設定の上、買付けの申込みを行うものとします。ただし、一のお客様に係る積立プランの数は、当社が定める積立プラン数を超えることはできません。 （以下、省略）
第 6 条（買付けの方法） 1.　当社は、お客様の一の指定銘柄の払込金（払込金から為替取引のコストを控除した金額とします。以下、本条、第 7 条（第 10 項を除く）及び第 8 条において同じ。）と**本サービスを利用して**同一の銘柄を指定された他のお客様の払込金を合算した金額をもって、原則として取次金融機関（以下、「取次証券会社」といいます。）を介して、当社が選定銘柄ごとにあらかじめ指定した外国の金融商品取引所が開設する外国の取引所金融商品市場等（以下「指定金融商品取引所」といいます。）において、当	第 6 条（買付けの方法） 1.　当社は、お客様の一の指定銘柄の払込金（払込金から為替取引のコストを控除した金額とします。以下、本条、第 7 条（第 10 項を除く）及び第 8 条において同じ。）と**株式累積投資契約を締結し**同一の銘柄を指定された他のお客様の払込金を合算した金額をもって、原則として取次金融機関（以下、「取次証券会社」といいます。）を介して、当社が選定銘柄ごとにあらかじめ指定した外国の金融商品取引所が開設する外国の取引所金融商品市場等（以下「指定金融商品取引所」といいます。）において、

該指定銘柄の株式の共同買付けを行います。 2.　当社は、前項の規定にかかわらず、全顧客の払込金の総額により買付けを行うことが可能な当該指定銘柄の総株数に対し、当社の外国株式**定期買付**用自己名義（以下、「当社名義」といいます。）において保有する株式と対当させることが可能な場合には、当社内で当該指定銘柄の株式の共同買付けに対当させることができます。 （以下、省略） （第７条　省略） 第８条（持分） （1.～2.　省略） 3.　買付けた株式の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式に係る権利については当該**外国**株式の買付日よりお客様に帰属するものとします。 4.　**本サービスにより買い付けたお客様に帰属する** 1 株未満の株式**の**名義は当社名義とします。 （以下、省略） 第９条（売却） （1.　省略） 2.　前項において、**本サービスにより**買付けを行った株式の持分のうち当該買付注文の約定日に買付約定した当該持分について当該約定日と同日において売却の申込みはできません。 （3.～5.　省略）	当該指定銘柄の株式の共同買付けを行います。 2.　当社は、前項の規定にかかわらず、全顧客の払込金の総額により買付けを行うことが可能な当該指定銘柄の総株数に対し、当社の外国株式**累積投資**用自己名義（以下、「当社名義」といいます。）において保有する株式と対当させることが可能な場合には、当社内で当該指定銘柄の株式の共同買付けに対当させることができます。 （以下、省略） （第７条　省略） 第８条（持分） （1.～2.　省略） 3.　買付けた株式の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式に係る権利については当該株式の買付日よりお客様に帰属するものとします。 4.　**外国株式累積投資契約に基づく** 1 株未満の株式名義は当社名義とします。 （以下、省略） 第９条（売却） （1.　省略） 2.　前項において、**外国株式累積投資契約に基づき**買付けを行った株式の持分のうち当該買付注文の約定日に買付約定した当該持分について当該約定日と同日において売却の申込みはできません。 （3.～5.　省略）

6.　当社がお客様から**株式の売買単位未満の持分の**売却の申込みを受け、当社が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額を、買取日から起算して 3 営業日目に当該お客様の証券取引アカウントに日本円でお支払いします。	6.　当社がお客様から売却の申込みを受け、当社が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額を、買取日から起算して 3 営業日目に当該お客様の証券取引アカウントに日本円でお支払いします。
第 10 条（株式の管理） 1.　**本サービス**によって買付けた株式は、これを他の契約により管理する株式と併せて管理します。 2.　お客様は、**本サービス**以外によって取得した株式を、**本サービスによって取得した**株式として、当社に開設した本取引アカウントに記載又は記録することはできません。ただし、当該株式を本取引アカウントに記載又は記録することが適当であると当社が特に認める場合は、この限りではありません。 （以下、省略）	第 10 条（株式の管理） 1.　**外国株式累積投資契約**によって買付けた株式は、これを他の契約により管理する株式と併せて管理します。 2.　お客様は、**外国株式累積投資契約**以外によって取得した株式を、**外国株式累積投資契約**に**基づく**株式として、当社に開設した本取引アカウントに記載又は記録することはできません。ただし、当該株式を本取引アカウントに記載又は記録することが適当であると当社が特に認める場合は、この限りではありません。 （以下、省略）
第 11 条（配当金・増資・株式分割等諸権利処理） （1.～2.　省略） 3.　当社は、共有株式について、**外国の法令又は発行会社の定めに基づき、**株式、新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主優先募入に係る株主の権利**、**新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主割当発行に係る株主の権利**及びこれらに類する権利が認められる場合、これを**行使しないものとします。 （4.～5.　省略） 6.　当社は、共有株式について株式併合や株式交換、株式移転、スピンオフ（会社分割）等の**コーポレートアクションの発生により**新株が付与さ	第 11 条（配当金・増資・株式分割等諸権利処理） （1.～2.　省略） 3.　当社は、共有株式について、株式、新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主優先募入に係る株主の権利**及び**新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主割当発行に係る株主の権利は行使しないものとします。 （4.～5.　省略） 6.　当社は、共有株式について株式併合や株式交換、株式移転、スピンオフ（会社分割）等の新株が付与された場合は、お客様に代って当社が当該

れた場合は、お客様に代って当社が当該株式を受領し、これを当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し株式又は日本円で配分を行うものとします。	株式を受領し、これを当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し株式又は日本円で配分を行うものとします。
(7.　省略)	(7.　省略)
(第 12 条～第 13 条　省略)	(第 12 条～第 13 条　省略)
第 14 条（積立プランの解約等）	第 14 条（積立プランの解約等）
(1.　省略)	(1.　省略)
2.　当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧客の積立プランを解約することができるものとします。	2.　当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧客の積立プランを解約することができるものとします。
((1)～(2)　省略)	((1)～(2)　省略)
(3)　当社が**外国**株式の**定期買付**業務を営むことができなくなったとき	(3)　当社が株式の**累積投資**業務を営むことができなくなったとき
(以下、省略)	(以下、省略)
(第 15 条～第 18 条　省略)	(第 15 条～第 18 条　省略)
以上	以上
令和 8 年 11 月 14 日　改訂	
非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款	**非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款**
(第 1 条　省略)	(第 1 条　省略)

第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1.　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日（9 月 30 日）までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 16 項及び第 25 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 25 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 　ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、	第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1.　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日（9 月 30 日）までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 　ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、

当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 なお、期限までに書類を提出した場合であっても手続きに時間がかかる場合があり、希望した年において当該非課税の適用を受けられないことがあります。	当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 なお、期限までに書類を提出した場合であっても手続きに時間がかかる場合があり、希望した年において当該非課税の適用を受けられないことがあります。
（2.　省略）	（2.　省略）
3.　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。	3.　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
4.　当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 12 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。	4.　当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
（(1)～(2)　省略）	（(1)～(2)　省略）
5.　お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、特定累積投資勘定**（特定累積投資勘定のうち、お客様がその年１月１日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項及び次項において同じ。）**又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日か	5.　お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定

ら設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。	非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
6.　当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付**又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供**します。	6.　当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
（第 3 条～第 3 条の 2　省略）	（第 3 条～第 3 条の 2　省略）
第 3 条の 3（特定非課税管理勘定の設定） 1.　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の 2 の特定累積投資勘定**（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）**と同時に設けられます。	第 3 条の 3（特定非課税管理勘定の設定） 1.　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の 2 の特定累積投資勘定と同時に設けられます。
（第 4 条～第 5 条　省略）	（第 4 条～第 5 条　省略）

第5条の2 （1.～(1)　省略） (2)　租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等	第5条の2 （1.～(1)　省略） (2)　租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等
第5条の3　（株式累積投資及び外国株式定期買付の取扱い） 1.　特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定内の株式累積投資及び外国株式定期買付は、原則として株式累積投資約款及び外国株式定期買付約款に基づきます。 2.　特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定内で株式累積投資及び外国株式定期買付にかかる上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達した場合であっても、引き続き非課税の特例の適用を受けるため、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定として管理します。	第5条の3　（株式累積投資の取扱い） 1.　特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定内の株式累積投資は、原則として株式累積投資約款及び外国株式累積投資約款に基づきます。 2.　特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定内で株式累積投資にかかる上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達した場合であっても、引き続き非課税の特例の適用を受けるため、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定として管理します。
第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （1.　省略） (1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第25条の13第28項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等	第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （1.　省略） (1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超

についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） （ イ）～ロ）　省略） (2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (以下、省略)	えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） （ イ）～ロ）　省略） (2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (以下、省略)
（第 6 条　省略）	（第 6 条　省略）
第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） （1.　省略） 2.　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株	第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） （1.　省略） 2.　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株

式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 3.　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 （第 8 条　省略）	式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 3.　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 （第 8 条　省略）

第９条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）	第９条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）
1.　当社は、お客様が当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当社の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。	1.　当社は、お客様から提出を受けた第２条第１項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
（削除）	(1)当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の３第６項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第７項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
（削除）	(2)当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名及び住所
2.　前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所	2.　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第１項ただし書の規定の適用があ

在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。	るお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
3.　前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。	（新設）
第10条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） 1.　お客様が当社に対して「非課税口座開設届出書」の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第18項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱い、保有有価証券等は一般口座へ払い出しを行うこととといたします。その後も引き続き、一般口座にて保管することといたします。	第10条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） 1.　お客様が当社に対して「非課税口座開設届出書」の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱い、保有有価証券等は一般口座へ払い出しを行うこととといたします。その後も引き続き、一般口座にて保管することといたします。
（第11条～第12条　省略）	（第11条～第12条　省略）
第13条（契約の解除）	第13条（契約の解除）

1.　次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 (1)お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日 (2)租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第 1 号に定める「(非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項に定める「(非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合　租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日） (3)租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第２号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 (4)お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 2 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ((5)～(6)　省略） （第 14 条～第 15 条　省略） 以上 令和 8 年 11 月 14 日　改訂	1.　次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 (1)お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日 (2)租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合　租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日） (3)租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第２号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 (4)お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ((5)～(6)　省略） （第 14 条～第 15 条　省略） 以上

未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
（第１条　省略）	（第１条　省略）
第 2 条（未成年者口座廃止届出書の提出） （削除）	第 2 条（未成年者口座開設届出書等の提出） 1. お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出すると共に、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れている時は、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管致します。

（削除）	2.　当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
1.　お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出する必要があります。	3.　お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出する必要があります。
（削除）	4.　お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日又は 2023 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。 5.　当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年 1 月 1 日において 17 歳である年の 9 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が 1 月 1 日において 17 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃

	止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。
第 3 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）	第 3 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）
（削除）	1.　未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。本約款の第 16 条から第 18 条、第 20 条及び第 26 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2018 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。
（削除）	2.　前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合 における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
1.　未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関す	3.　未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関す

る記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。	る記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。
第 4 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 1.　未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定**（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 16 条から第 18 条、第 20 条及び第 26 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）**又は継続管理勘定において処理致します。	第 4 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 1.　未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理致します。
（第 5 条～第 7 条　省略）	（第 5 条～第 7 条　省略）
第 8 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） （1.～(1)　省略） (2)当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下本号及び第 17 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経	第 8 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） （1.～(1)　省略） (2)当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下本号及び第 18 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経

由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと。 （以下、省略）	由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと。 （以下、省略）
（第 9 条　省略）	（第 9 条　省略）
第 10 条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） （1.　省略） **2.　次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。** **（1）非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日** **（2）お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日** **（3）2026 年 1 月 1 日**	第 10 条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） （1.　省略） **（新設）**
（第 11 条～第 12 条　省略）	（第 11 条～第 12 条　省略）
第 13 条（出国時の取扱い） （1.～2.　省略） 3.　当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行**令**第 25 条の 13 の 8 第 12 項**第 6 号**に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。	第 13 条（出国時の取扱い） （1.～2.　省略） 3.　当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行**規則**第 18 条の 15 の 10 第 10 項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

（第 14 条～第 18 条　省略）	（第 14 条～第 18 条　省略）
第 19 条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） （1.　省略） **2.　次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。** **（1）非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日** **（2）お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日** **（3）2026 年 1 月 1 日**	第 19 条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） （1.　省略） **（新設）**
（第 20 条　省略）	（第 20 条　省略）
第 21 条（出国時の取扱い） 1.　お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、本約款第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条及び**第 20 条**の適用があるものとして取り扱います。	第 21 条（出国時の取扱い） 1.　お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、本約款第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条の適用があるものとして取り扱います。
（第 22 条　省略）	（第 22 条　省略）
第 23 条（代理人による取引の届出） （1.～2.　省略）	第 23 条（代理人による取引の届出） （1.～2.　省略）

3.　お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が**成年**に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、予め当社に対して、その旨の届出を行って頂く必要があります。 （以下、省略）	3.　お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が **20 歳**に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、予め当社に対して、その旨の届出を行って頂く必要があります。 （以下、省略）
（第 24 条～第 27 条　省略）	（第 24 条～第 27 条　省略）
第 28 条（非課税口座のみなし開設） 1.　2024 年**から 2027 年までの**各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 （以下、省略）	第 28 条（非課税口座のみなし開設） 1.　2024 年**以後の**各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 （以下、省略）
第 29 条（本契約の解除） 1.　次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 (1)省略 (2)租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止	第 29 条（本契約の解除） 1.　次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 (1)省略 (2)租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止

事由が生じた場合　租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項**第１号**の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日。 (3)省略 (4)お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 13 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）　租税特別措置法施行令第 37 条の 14 の 2 第 20 項**第１号**に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）。 （(5)～(7)　省略） （以下、省略） 以上 **令和 8 年 11 月 14 日　改訂**	事由が生じた場合　租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日。 (3)省略 (4)お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 13 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）　租税特別措置法施行令第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）。 （(5)～(7)　省略） （以下、省略） 以上